

松山市地域公共交通会議設置規約

平成23年12月28日	制定
平成27年12月24日	改正
平成30年 3月14日	改正
令和 6年 4月 1日	改正
令和 7年 9月16日	改正

(目的及び設置)

第1条 松山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号・国鉄財第368号・国鉄業102号・国自旅第240号・国海内第149号・国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画の策定に必要な事項を協議するため設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償輸送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関する事項

(役員)

第3条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 委員長
- 2 会長は、松山市都市整備部長をもって充てる。
 - 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 5 委員長は、学識経験を有する委員の中から会長が指名する。
 - 6 委員長は、交通会議の議長として議事進行を行い、会議を総括する。

(組織)

第4条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する職員
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
 - (5) 国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局長又はその指名する者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の業務用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
 - (7) 現に交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体の代表者又はその指名する者
 - (8) 住民又は公共交通機関の利用者
 - (9) 学識経験を有する者
- 3 前項各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認めるときは、次に掲げる者を委員として加えることができる。
- (1) その地域を管轄する道路管理者
 - (2) その地域を管轄する交通管理者
 - (3) 愛媛県知事又はその指名する職員
 - (4) 交通空白地有償運送又は福祉有償運送を申請しようとする特定非営利活動法人等の団体の代表者又はその指名する者（以下「申請者」という。）
 - (5) 前号までに掲げるもののほか、交通会議の運営上必要と認められる者
- 4 第2項第1号から第7号まで並びに前項に掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

（任期）

- 第5条 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、前条第3項第4号及び第5号の委員については、交通会議の運営上必要と認める期間の満了により、委員の任期も満了するものとする。
- 2 委員は、再任されることができる。

（会議）

- 第6条 交通会議の会議は、協議する事項に応じ、会長が委員のうちから指名し、招集する。
- 2 交通会議の会議は、指名された委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会長が必要と認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
 - 4 交通会議の議決は、出席した委員の多数決による。可否同数のときは、委員長が決する。
 - 5 申請者が交通会議に出席するときは、自ら行う協議する事項の可否の議決には加

わることはできない。

6 交通会議の会議は原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ、非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(会議の特例)

第6条の2 会長は、次に掲げるときは、全ての委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 緊急やむを得ない事情があるとき。
- (2) その他会長が必要と認めるとき。

(運営協議会)

第7条 交通会議に道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の7に規定する運営協議会として次の運営協議会を置く。

- (1) 交通空白地有償運送運営協議会（以下「交通空白地協議会」という。）
- (2) 福祉有償運送運営協議会（以下「福祉協議会」という。）

2 交通空白地協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (2) 交通空白地協議会の運営方法、交通空白地有償運送のサービス内容その他交通空白地有償運送に関し交通空白地協議会が必要と認める事項

3 福祉協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 福祉有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (2) 福祉協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し福祉協議会が必要と認める事項

(運営協議会の委員)

第8条 運営協議会に属すべき委員は、会長が指名する。

(運営協議会の委員長)

第9条 運営協議会に委員長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

2 交通空白地協議会の委員長は、都市整備部内の交通部門を担当する課長をもって充てる。

3 福祉協議会の委員長は、福祉推進部内の福祉有償運送部門を担当する課長をもって充てる。

4 委員長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 委員長は、会長が指名した委員を招集し、運営協議会の議長として議事進行を行い、会議を総括する。

(運営協議会の会議)

第10条 運営協議会の会議については、第6条第2項から第6項の規定を準用する。

(運営協議会の会議の特例)

第11条 委員長は、次に掲げるときは、運営協議会に属すべき委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 緊急やむを得ない事情があるとき。
- (2) 運送者が更新登録の申請を行うとき。
- (3) 第1号及び前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めるとき。

(運営協議会の決議)

第12条 運営協議会の決議は、これをもって交通会議の議決とする。ただし、運営協議会に係る重要又は異例な事項については、この限りでない。

(分科会)

第13条 交通会議は、道路運送法第9条第4項に規定する事項について専門的な調査、検討又は協議を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(報告)

第14条 委員長は、所掌事務について協議が終了したときは、その結果を会長に報告するものとする。

(守秘義務)

第15条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議結果の取扱い)

第16条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 交通会議において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(事務局)

第17条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、都市整備部内の交通部門を有する課に置く。ただし、交通空白地協議会の庶務は都市整備部内の交通部門を有する課において、福祉協議会の庶務は福祉有償運送部門を有する課のうち協議事項についての業務を担当する課において処

理する。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

付 則

この規約は、平成23年12月1日から施行する。

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年3月14日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

この規約は、令和7年9月16日から施行する。